平成２３年（フ）第１０４号
山口県岩国市周東町下久原2972番地
債務者　髙杉　　茂
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２３年（フ）第１０９号
山口県岩国市行正142番地２
債務者　岡田　祐二
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２３年（フ）第１１０号
山口県大島郡周防大島町大字家房2335番地
債務者　濵田　正信
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２３年（フ）第７４号
福島県西白河郡西郷村大字鶴生字太田１番地５、前住所埼玉県志木市下宗岡３丁目１番１号
債務者　犬飼　淑子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
福島地方裁判所白河支部破産係
平成２３年（フ）第７９１号
神戸市須磨区高倉台４丁目２番２―1205号、従前の住所神戸市須磨区高倉台４丁目２番２―408号
債務者　大東恵美子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第９２３号
神戸市灘区鹿ノ下通１丁目１番18―410号
債務者　寺澤　好次（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第１３１６号
神戸市北区有野町有野447番地の１シャーメゾン有野A110号
債務者　藤本　雅彦
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第１３１７号
神戸市北区有野町有野447番地の１シャーメゾン有野A110号
債務者　藤本くみこ（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第１３４８号
神戸市須磨区磯馴町４丁目１番28号　ハイツ大黒203
債務者　秋月　哲雄
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第８１号
兵庫県丹波市市島町上田102番地15
債務者　友次　謙一
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係
平成２３年（フ）第６６号
熊本県荒尾市荒尾3959番地４
債務者　益田　信介
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部
平成２３年（フ）第７９号
熊本県玉名市伊倉北方1837番地１
債務者　嶋田　雅好
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部
平成２３年（フ）第８０号
熊本県荒尾市本井手1563番地２
債務者　赤川　義則
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部
平成２３年（フ）第８３号
熊本県荒尾市荒尾1372番地
債務者　池田　智広
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部
平成２３年（フ）第９０号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2246番地
債務者　大村　　勝
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部
平成２３年（フ）第９１号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2246番地
債務者　岡本　信子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部
平成２３年（フ）第９４号
熊本県玉名郡和水町上板楠1356番地
債務者　浦部登代子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部
平成２３年（フ）第２６９２号
名古屋市天白区久方１丁目149番地　相生山団地23号棟305号室
債務者　北永　英里（旧姓仲間）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部